

宗教的理由等による輸血拒否患者への対応に関する当院の指針

1. はじめに

宗教的理由等により輸血を拒否することは個人の権利であり、司法においても患者の自己決定権は医師の裁量権より優先されると判断されている。このような背景のもと、当院では輸血を拒否する患者に対し、「宗教的輸血拒否に関するガイドライン（宗教的輸血拒否に関する合同委員会報告，2008）」に準拠して絶対的無輸血を容認する。すなわち、定められた基準に合致していれば如何なる状況でも輸血を行わない。

ただし、患者の輸血拒否の意志をどこまで尊重するかは意見の分かれるところもあり、本指針は学会ガイドラインや司法判断に応じて今後改定する可能性がある。

2. 基本方針

観血的処置や手術により出血が生じ生命の危機になりうること、または既に生じている出血のために生命の危機に陥っていること、その場合に救命処置として輸血が必要になること、輸血には一定の副作用があることを十分に説明し、必要時には輸血を行うことについて同意を得るよう努める。同意が得られた場合は通常の治療を行う。同意が得られなかった場合、以下のすべての事項を満たせば絶対的無輸血での治療を行ってもよい。

- (1) 患者が 15 歳以上である（15～17 歳では親権者の同意も必要）
- (2) 患者に自己決定能力があり、かつ患者本人が輸血拒否の意思を示している
- (3) 患者から無輸血治療に関する免責証書が提出されている

なお、患者に自己決定能力がない場合、または患者本人の意思を確認できない場合は代理人の意思で代替可とする。また、15 歳未満の患者では如何なる場合も絶対的無輸血を行わない（宗教的輸血拒否に関するガイドライン，2008）。

3. 無輸血治療を行う場合の注意事項

無輸血治療は治療責任者が無輸血でも治療できると判断する場合においてのみ行う。無輸血では治療が難しいと判断する場合には早期の転院を勧める。患者の病状等により転院が困難な場合には輸血を必要としない範囲で治療を行う。

輸血が必要な状況において本人の意思を確認できず代理人の意思が明らかでない場合、輸血を含む通常の治療を行う。患者が 15 歳未満の場合、たとえ親権者が無輸血治療を望んでも、輸血を含む通常の治療を行う。これらの場合は輸血同意書を必要としない。

4. 無輸血治療を希望する患者の届出

無輸血治療を希望する患者に対して輸血が必要となる可能性のある観血的処置や手術を行う場合、または既に輸血が必要な状況において輸血を行わない場合は、次の (1) ～ (5)

の書類を添えて臨床倫理委員会事務局へ届け出る。また、麻酔科が関与する治療では輸血の必要性に関係なく届け出る。緊急時等で(4)および(5)の文書を用意できない場合は、(6)への患者署名で代替可とする。意識障害等で患者本人が署名できない場合は代理人の署名で代替可とする。代理人が署名を拒否する場合は無輸血治療の対象としない

待機的に治療する場合は、治療を計画した時点で臨床倫理委員会に届出し、治療実施の許可を得た上で治療を行う。緊急時においては治療を優先し、治療後の届出で可とする。

- (1) 無輸血治療を希望する患者届及び手術実施許可申請書（病院文書）
- (2) 手術・検査・処置等の説明書および同意書（病院文書）
- (3) 麻酔同意書（病院文書）－麻酔科の関与がない場合は不要－
- (4) 輸血謝絶兼免責証書（患者文書）
- (5) 医療に関する事前指示および継続的委任状（患者文書）
- (6) 無輸血治療を希望する患者に関する緊急医療処置同意書（病院文書）。

5. 無輸血治療を行うにあたり、以下3つの場合におけるフロー図を示す。

- (1) 輸血が必要となる可能性のある治療を待機的に行う場合
- (2) 輸血が必要となる可能性のある治療を緊急的に行う場合
- (3) 既に出血が生じており緊急輸血が必要と考えられる場合

2022年1月14日 明和病院 臨床倫理委員会